

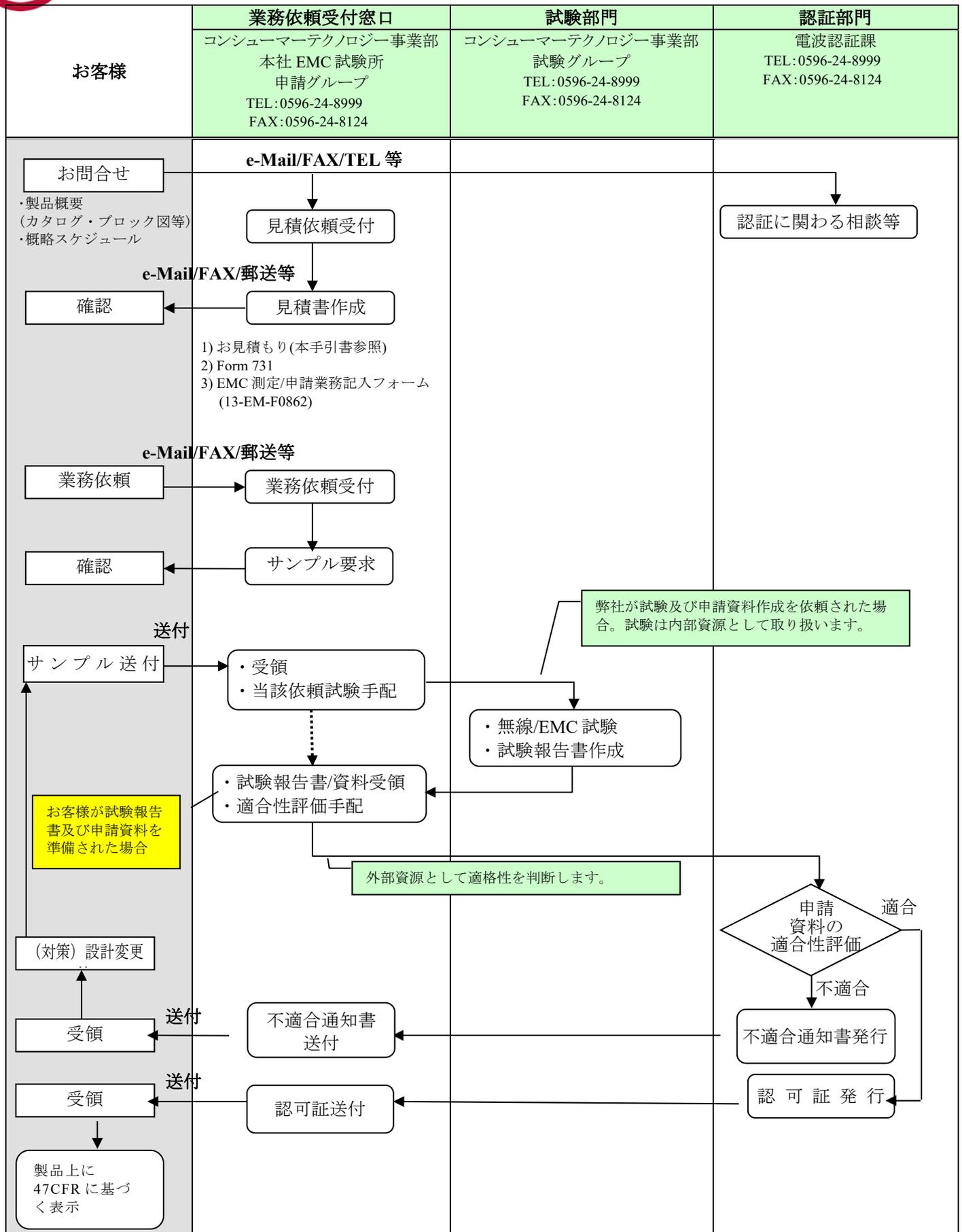


# TCB サービス お取引の手引き

株式会社 **UL Japan**



# TCB サービスフローチャート





## ご案内

当案内書では、TCB サービスに関する基本的な事項と、そのお申し込み方法をご説明します。

### ■ 株式会社 UL Japan について

株式会社UL Japan(以下、「弊社」という)は、TCB(Telecommunication Certification Body)\*です。MRA法に基づきTitle 47 of the Code of Federal Regulations:Telecommunication における適合性評価を実施し、その証明書(47 CFR に適合している旨を記したGrant of Equipment Authorization)の交付を致します。認可可能な機器は、「表1 弊社が認証可能な機器及び対応規格」を参照願います。

\*TCB:米国において通信法を管轄するFCCに代わって通信機器の適合性認可を発行する指定証明機関

### ■ TCB適合性評価とは？

47 CFRが適用される電気・電子機器を製造する事業者は、47 CFRに基づき、TCBによる適合性評価を受けることが可能です。

### ■ 提出書類

弊社にお申込み頂く際に必要となる書類は、下記の通りです。備考欄にご留意頂き、各種書類のご準備をお願い致します。その他書類につきましては、必要に応じて連絡させていただきます。  
本TCBサービスに対するお申込は、試験レポート一式、或いは試験品(弊社に試験を依頼する場合)及び必要な書類の受領後に完了します。申込受理より6ヶ月以内に試験レポート一式、又は試験品及び必要書類を受領しない場合、このお申込はお客様の都合により取り下げられたものとします。

書類名	備考
Form 731	所定様式のもの
回路ブロック図 取扱説明書等	①製品概要、②回路図、ブロック図、③図面及び製品の動作に関する説明、④取扱説明書、(⑤試験レポート)
技術書類	機器外部写真/内部写真 等
各宣言書類	所定様式の提示可
FCCラベル図	ラベル図及びラベル添付位置を示したもの

### ■ サンプル

試験及びレポート作成を弊社に依頼された場合、お客様には、別途必要なサンプル数をご連絡致します。必要サンプルを弊社業務担当者宛に送付願います。尚、これに関する輸送についての責任はお客様とします。  
依頼書、その他必要情報及びサンプル受領後、業務完了予定日を書面にてお知らせします。完了予定日が、御社製造スケジュールに支障をきたす場合、折り返しご連絡下さい。評価に必要な時間を考慮に入れ、出来る限り、御社スケジュールに合うよう調整致します。

### ■ お申込み依頼

弊社に業務をご依頼して頂ける際には、下記宛てに電話・電子メール等でご連絡下さい。

株式会社 UL Japan コンシューマーテクノロジー事業部 本社 EMC 試験所 申請グループ  
E-Mail : emc.jp@ul.com  
〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326 TEL:0596-24-8999 / FAX:0596-24-8124

### ■ 評価基準に合格しなかった場合

製品が評価基準の要求に適合しなかった場合、不適合通知書を送付致します。評価基準に適合するよう設計変更がなされた場合、最初の評価を担当させて頂いた弊社業務担当者にご連絡いただければ、必要な再評価を受けることが出来ます。

評価結果あるいは他の技術的な問題に関する解釈上のご質問や、製品に対する弊社要求が現在の技術や製品設計と矛盾すると考えられる場合、見直しを要望することが出来ます。



## UL Japanの認定範囲

表1 弊社が認証可能な機器及び対応規格

1999年8月17日付けの連邦通信委員会公示 DA99-1640 に定める区分のうち次の表の区分 A1, A2, A4 に属する機器

区分	機器
A	免許不要の無線周波装置
A1	1GHz以下の周波数で運用する小電力送信機(スペクトル拡散装置を除く)及び緊急警報システム
A2	1GHzを超える周波数で運用する小電力送信機(スペクトル拡散装置を除く)
A3	免許不要のパーソナル通信業務(PCS)用装置
A4	免許不要の全米情報基盤 (UNII) 装置及びスペクトル拡散技術を使用する小電力送信機
B	免許が必要な無線業務用機器
B1	連邦規則集第47編第22部(携帯電話)、第24部、第25部及び第27部のパーソナル移動無線業務用機器
B2	連邦規則集第47編第22部(携帯電話以外)、第73部、第74部、第90部、第95部及び第97部の一般移動無線業務用機器
B3	連邦規則集第47編第80部及び第87部の海上及び航空無線業務用機器
B4	連邦規則集第47編第27部、第74部及び第101部のマイクロ波無線業務用機器

注: 列記した規格全てを適用することではなく、これらの中から該当機器に適用される規格を選択します。

弊社は、日本と米国との相互認証協定に基づいて、上記機器の 47 CFR への適合性を評価する機関として認定されております。



## ■ 料金

### 1. 適合性評価料

対象品又は製品の型番(以下、「モデル」という)で、かつ評価項目毎に設定されます。ただし、申込みのモデルが複数あるときは、基本となるモデル(基本モデル)については設定された料金が、残りのモデル(類似モデル)については割引料金が設定されます。

### 2. 試験料金

弊社が行う試験の料金は、モデル毎で、かつ試験する項目毎の費用となります。費用は回路図、構造図、部品リスト等の技術資料をご提示いただいた上で見積るものとします。

### 3. 申請レビュー業務

認証プロセスの一環として、前もって申請レビュー業務を行なうことが可能です。料金は、レビュー時間を考慮し、10万円～30万円と致します。

- 必要書類の確認
- 技術資料の検証
- ラベル/マニュアル要求事項についての情報確認 など

### 4. その他の手数料

#### (1) 試験レポート料

試験レポートは、試験の種類に応じ 50,000 円～で発行致します。

#### (2) 取下げ手数料

申込み及び各種届出後、お客様の都合により取下げを行う場合は、次のように取り扱います。

- ① 試験を伴わない場合:10,000 円
- ② 試験を伴う場合
  - a) 試験着手前に取下げを希望されるとき :10,000 円
  - b) 試験中に取下げを希望されるとき :10,000 円 + 試験に要した工数に相当する額
  - c) 試験終了後に取下げを希望されるとき :試験に係る手数料の全額

#### (3) 試験品返還料

試験品は、着払いにて返送致します。この際、梱包に係る費用の実費を別途請求させていただきます。なお、やむを得ず保管延長をする場合は、別途保管料を見積ります。

#### (4) 特別措置

- ①特に試験を急がれる旨のお申し出があった場合は、特急扱いとします。なお、特急扱いとする場合の試験料は、期間短縮の度合いにより規定された額の3倍以内の範囲で増額します。
- ②試験終了期間を限定しないお申込み、一括お申込み等の場合には、試験料を割り引くことがあります(見積りによります)。

### 5. 手数料表にない手数料及び費用

- (1) この手数料表に定めのない手数料及び費用については、実費を勘案して見積るものとします。
- (2) この手数料表の手数料及び費用に消費税を加算します。
- (3) 試験品、試験に伴う資料等の送付料は、全てお客様のご負担とさせていただきます。



TCB サービス料金一覧

日本円

適合性評価		弊社が提供するサービス		
		試験/ レポート 発行	申請資料レビュー	
1GHz以下の周波数で運用する小電力送信機（スペクトル拡散装置を除く）、緊急警報システム	60,000	機器による (問合せ)	10万円～30万円	
1GHzを超える周波数で運用する小電力送信機（スペクトル拡散装置を除く）	60,000			
免許不要 UNII 装置及びスペクトル拡散技術使用小電力送信機	85,000			
15.247 Bluetooth 機器	70,000			
15.247 802.11b 又は 802.11b/g WLAN				
15.247 802.11b/g/n WLAN	85,000			
15.247/15.407 802.11 a/b/g/n WLAN	120,000			
15.247/15.407 802.11 a/b/g/n/ac WLAN	145,000			
15.407 802.11a/n (5.15-5.25, 5.25-5.35, 5.47-5.725, 5.725-5.825 GHz) WLAN	85,000			
15.407 802.11a/n/ac (5.15-5.25, 5.25-5.35, 5.47-5.725, 5.725-5.825 GHz) WLAN	95,000			
15.247 802.11b 又は 802.11b/g WLAN あり Bluetooth	110,000			
15.247 802.11b/g/n WLAN あり Bluetooth	120,000			
15.247/15.407 802.11a/b/g/n WLAN あり Bluetooth	155,000			
15.247/15.407 802.11a/b/g/n/ac WLAN あり Bluetooth	180,000			
SAR	人体装着のみ			50,000
	頭部のみ			
	頭部及び人体装着			
	3GHzを超える頭部及び人体装着			
その他	§0.457、0.459に基づく機密保持要求			N/C
	KDB 726920に基づく短期間機密保持要求			12,000
	SAR 評価なしクラス II 変更申請	50,000		
	SAR 評価ありクラス II 変更申請	85,000		
	§2.933 ID の変更	35,000		
	Pre-Approval Guidance 機器	基本料金 +50%	—	上記金額の+50%

\*弊社に試験を依頼される場合、申請資料を作成するために試験レポート発行を合わせて依頼して頂くことが必要となります。

\*試験済品等の引取りは試験完了後 50 日以内とさせていただきます。引取期限内にお引取頂かない場合は、弊社にて廃棄処分致します。この場合、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、お客様の負担とさせていただきます。